

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略)				附 則 (令和7年達示第41号) この規程は、令和7年7月1日から施行する。			
別表3 (第8条関係)				別表3 (第8条関係)			
1 組織	2 特命事項	3 設置組 織・職	4 必要事 項を定める 者	1 組織	2 特命事項	3 設置組 織・職	4 必要事 項を定める 者
(略)				(同 左)			
人事部	人事制度に係る 事務に関し、人 事企画課長を助 け、及び管理す ること。	人事部人事 企画課人事 戦略室長	人事部人事 企画課長	人事部	(同 左)		
	ダイバーシティ の推進に係る事 務に関し、職員 育成課長を助 け、及び管理す ること。	人事部職員 育成課ダイ バーシティ 推進室長	人事部職員 育成課長		(同 左)		
(略)				(同 左)			
(後 略)				(同 左)			

事務職員等のキ
ャリアパスに係
る事務に関し、
職員育成課長を
助け、及び管理
すること。

人事部職員
育成課人材
育成室長

人事部職員
育成課長